水先法

1.案内情報

手続名 : 登録事項及び水先免状の訂正

手続根拠 : 水先法施行規則第4条

手続対象者 : 水先人

提出時期 : 本籍の都道府県名又は氏名に変更を生じたときに、事実が

あった日から10日以内

提出方法 : 郵送又は窓口

手数料等 : 登録免許税 1,000円

添付書類・部数 : 戸籍謄本又は戸籍抄本1部、水先免状申請書様式 : 登録事項(水先免状)訂正申請書記載要領・記載例 : 提出先にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先:北海道運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 0134-27-7189

東北運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 022-791-7524 関東運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 045-211-7232 北陸信越運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 025-244-6128 中部運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 052-952-8027 近畿運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 06-6949-6434 神戸運輸監理部海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 078-321-7053 中国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 082-228-8794 四国運輸局海上安全環境部船員労働環境・海技資格課 087-825-1190 九州運輸局海上安全環境部海技資格課 093-332-8094 沖縄総合事務局運輸部船舶船員課 098-862-1454

受付時間:提出先にお問い合わせ下さい。

相談窓口:提出先に同じ

3.手続情報

審査基準 : -

標準処理期間:1週間

不服申立方法: (行政不服審査法の規定による)

登録事項(水先免状)訂正申請書

年 月 日

国 土 交 通 大 臣 殿

住 所

氏 名

下記のとおり登録事項(水先免状)に変更(誤り)があったので、水先法施行規則第4条の規定により関係書類を添えて申請します。

п 9			
日 氏 名	出生の年月日	本	籍
(フリガナをつけること)		7	本日
水先区名・水先免状番号・免許		第	号
(登録)年月日	年	月 日	免許登録

変更又は誤りの事項

氏省	宮(フリ	リガナ	をつけ	けること	:)	新正	旧 誤
本					籍	新正	误
出	生	Ø	年	月	日	正	誤
そ	Ø	他	Ø	事	項	新正	旧 誤
変	更 (誤り))	の事	由		

変更登録に係る登録免許税

金

円

登録免許税納付欄

ЧХ	λ	印	紙

- (注) 1 登録免許税の印紙納付をする場合は、登録免許税納付欄に収入印紙を左 から順次はり付けること。
 - 2 地方公共団体の廃置分合、境界変更等により本籍に変更を生じた場合は、 登録免許税の納付を要しない。

この場合には、その旨を本籍の項の新旧の欄に附記すること。